

## ・建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて

(平16.7.1付34-14)

総務人事等担当理事  
あて  
募集販売本部長  
各支社長  
各地域支社長  
から  
経理資金担当理事

改正 平成16年11月1日(イ)  
平成23年6月29日(ロ)  
平成28年12月26日(ハ)  
平成30年7月12日(ニ)  
令和2年3月26日(ホ)

独立行政法人都市再生機構が発注する建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて、下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

### 1 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタントの選定・特定手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。(ニ)

- (1) 公募型プロポーザル方式（「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平16.7.1付34-54）の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式（「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平16.7.1付34-56）の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (3) 総合評価方式（「機構支援業務契約に係る一般競争入札方式の手続について」（平21.12.10付34-35）（以下「通達」という。）に基づく総合評価方式をいう。以下同じ。）(ニ)

### 2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、発注業務に対応する業種区分（「測量業者、土質

調査業者、建設コンサルタント等登録要領について」(平16. 7. 1付34-5)第4の業種区分をいう。)の登録業者の組合せとするものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして、必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。

なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当(主任)技術者を配置するものとする。

また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員間において決定された者とするものとする。

3 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙標準様式1によるものとする。

4 資格審査

(1) 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価方式により建設コンサルタントの選定・特定手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。(ニ)

(2) (1)の公示には、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に競争参加資格審査の申請を行わせるものとする。

- 一 業務名、業務内容及び履行期限
- 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 三 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件
- 四 認定資格の有効期間
- 五 その他契約担当役が必要と認める事項

(3) (2)の公示は、別紙標準様式2によるものとする。

(4) 契約担当役は、競争参加資格審査の申請を行う設計共同体に対し、競争参加資格審査申請書(別紙標準様式様式3)を提出させるものとし、当該申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。(ニ)

(5) 契約担当役は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定するものとする。

認定の結果については、競争参加資格認定通知書（別紙標準様式 4 又は別紙標準様式 5）により通知するものとする。

(6) (5)による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

5 参加表明書及び技術提案書

参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

6 契約書

契約書における受注者の表示は 5 と同様とし、契約書の提出時には、設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書（別紙標準様式 6）を併せて提出させるものとする。

以 上

## 別紙標準様式 1

### 設計共同体協定書(ホ)

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○【発注本部等名】発注に係る○○業務【発注業務名】(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「業務」という。) (ホ)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、○○【代表者・構成員名】設計共同体(以下「当共同体」という。)と称する。(ホ)

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。(ホ)

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、業務の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することはできない。(ホ)

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。(ホ)

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地      ○○株式会社  
○○県○○市○○町○○番地      ○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。(ホ)

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等(破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。)又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の

一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。(ホ)

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。(ホ)

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡等）(ホ)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。(ホ)

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。(ホ)

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成

員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任) (ロ)(ホ)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。(ロ)(ホ)

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。(ホ)

年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印



の資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（○年○月○日官報（政府調達第○号）公示）5の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構○○地区における○○業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ② ○○本部長等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。（ハ）

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、○○設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、○○設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、○○設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16. 7. 1付34-14）の別紙に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時【競争入札の場合は、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時）】までに4(1)①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。（ニ）

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。



## 8 その他

- (1) 設計共同体の名称は「〇〇〇〇基本設計△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「(簡易)公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))」(〇年〇月〇日付け〇〇本部長等公示)に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。(ハ) 【(2)は、競争入札の場合においては不要。】(ニ)

別紙標準様式 3

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われる〇〇〇〇業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。(ハ)

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業  
(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業  
(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業  
(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部長等(ハ) 殿

共同体名 \_\_\_\_\_

(代表者) 住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 F A X \_\_\_\_\_

(構成員) 住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(構成員) 住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の⑩の登録事業に限るものとする。

(イ)

別紙標準様式 4

競争参加資格認定通知書

業 務 名  
郵便番号  
住 所  
宛 名  
代 表 者

殿

登録番号

受付番号

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部長等(ハ)

さきに申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出てください。

別紙標準様式 5

競争参加資格認定通知書

業 務 名  
郵便番号  
住 所  
宛 名  
代 表 者

登録番号

殿  
受付番号

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部長等(ハ)

印

さきに申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--

## 別紙標準様式 6

### 〇〇設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

#### 記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印